


裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平 成 3 1 年 (受) 第 1 1 号
決 定 日	平 成 3 1 年 3 月 2 8 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	池 上 政 幸 小 池 幸 裕 木 澤 克 之 山 口 厚 也 深 山 卓 也
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成30年(ネ)第1893号(平成30年9月6日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成31年3月28日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 山 本 敬 博 </p>	

当事者目録

申	立	人	ABCソーラージャパン株式会社
同	代表者	代表取締役	ブラッドリー・バーツ
同	訴訟代理人	弁護士	赤羽根 大 輝
相	手	方	株式会社JPパワー
同	代表者	代表取締役	神 崎 真由美



これは正本である。

平成31年3月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 山本敬博

